

一般不妊治療費助成申請

一般不妊治療を受けた方で、次の要件に該当する方は、治療費の助成が受けられます。

平成30年3月1日から平成31年2月28日(木)までに受けた一般不妊治療にかかる費用については、平成31年3月15日(金)までに申請してください。

※医療機関で記載してもらう「一般不妊治療費助成金支給受診等証明書」については、発行までに期間を要することがありますので注意してください。

対象者 市内に住所があり、産婦人科・泌尿器科などで不妊症と診断され、一般不妊治療を受けている戸籍上の夫婦で、夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満の方

助成内容 一般不妊治療に要した自己負担額の2分の1以内の額を、1年度あたり5万円を上限として助成します。助成期間は連続する2年間です。

申請方法 下記の書類、夫婦の健康保険証、印鑑、振込先がわかるものを持参のうえ、いきいき広場内健康推進グループで手続きしてください。

- ①一般不妊治療費助成金支給申請書
 - ②一般不妊治療費助成金の支給に関する同意書
 - ③一般不妊治療費助成金支給受診等証明書
 - ④該当する治療費の領収書
 - ⑤夫および妻の所得額を証明する書類
 - ⑥戸籍上の夫婦であることを証明する書類
 - ⑦住所を証明する書類
- ※①～③は、市公式ホームページからダウンロードできます。
 ※⑤～⑦は、申請者の同意を得て市が確認できる場合、省略できます。



問合せ先 [いきいき](#) 健康推進グループ ☎52-9871

愛知県特定不妊治療費助成制度

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精または顕微授精）を受けられた夫婦に、その費用の一部を助成する制度です。

助成対象医療 愛知県または他の自治体の指定医療機関で受けた特定不妊治療（ただし、文書料・食事療養費標準負担額・個室料など、治療に直接関係しない費用は除く）

助成対象者 特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方のうち、次のいずれにも該当する夫婦

- ①治療開始時点で婚姻している法律上の夫婦であること
- ②申請時点で夫または妻のいずれか一方または両方が愛知県（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く）に住所を有していること
- ③夫婦合算の所得金額が730万円未満であること
- ④治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること

助成額 1回の治療につき15万円を上限に助成します。ただし下記(1)～(3)に該当する場合は次のとおりです。

- (1)次の①②の治療の場合は、1回の治療につき7万5千円を上限に助成
 - ①以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
 - ②採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため治療中止
- (2)初回の治療に限り、1回の治療につき30万円を上限に助成（ただし(1)①②の治療を除く）
- (3)特定不妊治療に付随して、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は15万円を上限として助成（ただし(1)①の治療を除く）

助成回数 初めて助成金申請した際の治療開始日の妻の年齢によって次のとおりとなります。なお、通算回数には平成28年度までに助成を受けた回数を含みます。

- (1)当該年齢が40歳未満 通算6回まで
- (2)当該年齢が40歳以上43歳未満 通算3回まで

問合せ先 衣浦東部保健所 総務企画課 ☎21-4778